

奈良県告示第百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、筒井土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和三年七月二十日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	奥山 憲一	大和郡山市筒井町一六八一三
〃	森村 誠一	〃 一五六五〇一
〃	森 浩昭	〃 一六〇三〇一
〃	矢尾 正則	〃 一六四一
監事	堀口 博史	〃 一五二三
〃	西岡 進	〃 一五九五
〃	松田 悦治	〃 一三九五〇一

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	川中 恒治	大和郡山市筒井町一五六四
〃	米田 尚史	〃 四五四〇一
〃	伊谷 維男	〃 一五九七
〃	松田 悦治	〃 一三九五〇一
監事	奥田 敏夫	〃 二二二五
〃	面本 勝治	〃 八二五
〃	松井 勇	〃 一三七八〇二